

木下康仁 (勸日本老人福祉財団・立教大学社会学部 著)

老人ケアの社会学

三宅貴夫 (太田綜合病院内科)

老人ケアに関する出版物は数多い。その多くが老人介護技術の解説書であったり、ケアの精神論に終始しているものが少なくない。これに対して本書は、老人のケアにおいて最も重要な「老人とはどのような人間なのか」「ケアとは何か」などの基本的なテーマについて鋭い視点から明快な議論を展開している。

「老人ケアの社会学」というタイトルから老人ケアに関した保健・医療・福祉の諸制度についての解説書と思われるかもしれない。しかし著者は、アメリカで心理学、文化人類学、老人社会学などを幅広く学び研究してきたとい

う経歴からわかるとおり、歴史的社会的存在としての「老人」について考察し、そのような人間の「ケア」を社会学的視点から論じている。なぜなら、老人のケアも歴史的社会的に規定されているからである。

老人のケアについて従来の書物になかったこのような「社会学的視点」からの老人ケア論の展開は、「老人」と呼ばれている人に日々接し「ケア」をしていると自認している私達にとって極めて刺激的で、考えや姿勢を根底から覆されそうに思える。

例えば、「老人にはキューよりケアを」と言う場合の「ケア」とは、

単にお世話するといった次元のしかも一方的な対応でなく、他者へ関心を抱き、気遣い、共に生きていくための積極的行為と規定している。また、「老人ホーム」は家庭的な生活の場と通常とまえられているが、そこでは「擬似的家庭」を目指すのではなく対等の社会的関係を結べるコミュニティを形成すべきとし、そうした場にふさわしい建築上の構造をかねそなえることまで主張している。

著者のこうした独自で新鮮で多様な指摘は、私達に厳しい反省を促すだけでなく、これからの老人ケアを進めていくうえに貴重な礎を示している。困難な課題を平易な文章で綴った『老人ケアの社会学』を一読されることを勧めたい。(A 5, 頁 280, イラスト 20, 1989, ¥2,575 円 [税込],

医学書院 刊)

堀尾重治 (九州厚生年金病院放射線科) 著

骨・関節X線写真の撮りかたと見かた (改訂第2版)

井上喜代太 (小倉中央放射線科診療所)

堀尾君の名著が約3年ぶりに早くも第2版を世におくことになった。彼のたゆまぬ精進には誰しも心打たれずにはおれぬのだが、この第2版を見せられて尚さらその感を深くした。目次を比べてみても、その組変えが顕著で、今版は頸椎から仙腸関節までの脊柱を順序よく並べた。第1版とは

大きく変っている。

また、特に脳・脊髄など、CTの導入を要する部門では、こまめにCTを導入した。CTの普及に伴い、著者も出版社もCT導入は焦眉の急と感じ、これが第2版出現を早めた大きな動機となったものと推察されるが、けだし頗る賢明な措置であった。

堀尾君のような骨系統に強い偉才を生むに至った北九州には、それにふさわしい土壤が秘められていたように思う。

神中(じんなか)整形として世界に冠たる整形外科の大斗は、大阪に厚生年金病院が開院されるに際し、乞われて院長として赴任され、副院長には最も信頼されていた杉岡直登先生を選ばれたが、神中先生はその後間もなく急逝され、杉岡副院長は新しく開院される九州厚生年金病院の東院長のもとに副院長として転任された。

杉岡先生は大阪での経験を生かした杉岡構想によって開院に手腕をふるわれたが、放射線技師の人はこの私に一任されたのであった（私は筑豊の炭坑病院で終戦直後、先生としばらく一緒であった）。先生の唯一のご注文は「骨に強いのがほしい。全国のトップクラスのが見つければ有難いのだが…」ということであった。

私の脳裏に咄嗟に浮かんだのは京都の技師学校で同級だった故・増野豊だった。彼は当時神戸大学にいたが故・榊原教授が「骨では日本一だろう」と誇っておられた男だった。私は、彼を強引に説得して八幡に呼んだ。榊原先生は「強奪された」と噴かれたというが、私も必死だったし、彼も私との親交を大切に思っていてくれたので

助かった。

北九州には、もう一人骨に強いのがいた。熊谷定義君である（元九州労災病院技師長）。

片や九州厚生年金病院、片や九州労災病院とこの2人の「骨に強い男」に恵まれたために北九州の技師諸君には「骨に強い男」達が多いといわれているが、特に増野君は学究肌で後輩の育成には厳しい男であったから、その肌合いに影響されて堀尾君のような偉才が出現したのも決して偶然ではない。

第1版の序文で片山仁先生（順大教授）は九州厚生年金病院の技師諸君が精鋭主義でよくまとめられていたことや、専門的技量が優れ、しかも人柄がよくて医師からも信頼されていたと述懐されてい

ることが、私にとっては、わがことのように嬉しいのである。

この著者は技師の手になるものであるが、撮影された影像についての読影の手引きが懇切に述べられている点が特徴的であり、大学の整形外科教室でこれを常備している処も少なくはないと聞く。技師は自らの手になる影像が、何を写し出しているかについては飽くまでも追及して、医師の読影に価値ある影像を提供すべきであり、医学書にも広く目を通して、医師の要求を深く理解しその要求に応えねばならぬ、その意味において本著の存在意義は極めて高いものであることを誰もが評価しているものと信じて疑わない。

（B 5，頁 232，図 357，¥4,944〔税込〕，医学書院刊）

ニュース

自動車や盲人用テープレコーダー、免税の特例が消える（消費税） 〈身障者に“高値の春”〉

消費税実施に、身体障害者の間に不満が高まっている。障害者年金を頼りに暮らす人々にとっては、物品税廃止で安くなる「高級品」とは無縁な一方で、日常生活に必要な物すべてに消費税がかかってくる。とりわけ自動車は、一般の人には安くなるのに、身障者には逆に大幅に高くなる。これまでは、特例で物品税が免除されていたから物品税廃止による「恩恵」はなく、6%（3年間の暫定率）の消費税が新たにかかってくるため「気軽に街に出たり社会参加を進めたい」という身障者や家族の願いに重い足かせとなりそうだと。

小型乗用車（2000 cc 未満）には、メーカー出荷価格の18.5%の物品税がかかっていたが、4月からは物品税が廃止され、代わって消費税がかかる。他の商品にかかる消費税は一律3%だが、自動車だけは向こう3年間6%と高い税率。例えば、現在の店頭価格290余

万円の乗用車価格には347,000円の物品税が含まれている。4月以降は、この物品税がなくなる代わりに消費税約16万円がかかることになり、店頭価格は差し引き18万余円安くなる。しかし、物品税を免除されていた身障者はこの消費税分約16万円が逆に高くなる。自動車税等の減免率は46万7千台近い。

厚生省も、年利3%の身体障害者福祉資金の融資対象に、これまでのワープロ、専用ベッド等に加え「障害者自らが運転する自動車」も加えることにし、限度額などを検討している。しかし、一般のローンより有利なだけで、家族の車には適用されない。

また、やはり物品税免除になっていた盲人用のテープレコーダーや時計、電磁調理器にも、4月から3%の消費税がかかることになる。

（「朝日新聞」1989.3.13.東京）